

## 議案第10号 我孫子市男女共同参画条例の制定について

我孫子市男女共同参画条例を次のように制定する。

平成18年2月27日提出

我孫子市長 福嶋浩彦

### 提案理由

男女共同参画の基本的考え方を定めるとともに、市民の権利並びに市民、市及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため提案するものです。

### 我孫子市男女共同参画条例

我孫子市は、法の下での平等及び男女の本質的平等を定めた日本国憲法、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約並びに男女共同参画社会基本法に基づき、一人ひとりが尊重される男女共同参画社会の形成を目指しています。

平成11年に男女共同参画プランを策定して以来、多様な価値観を認め合う社会づくりこそ人権の基本であるとの考えの下に積極的な取組を進め、平成13年には千葉県で初めて、女も男も共にいきいきした暮らしができるまち「男女共同参画都市」を宣言しました。

しかし、依然として、性別によって役割分担を固定する意識や、それに基づく社会慣行が存在し、さらには、形式的には男女の差別はしていないものの、実質的には一方の性に不利益を与える規定や雇用慣行等が存在することも指摘されています。「男だから」「女だから」という理由で、本人が望まない役割を社会的に強制されたり、「女のくせに」「男のくせに」という理由で、本人がやりたいことが社会的に阻害されたりしない社会をつくるためには、継続的かつ意識的な努力が必要です。

また、男女共同参画社会の形成は、少子高齢社会の中で、平和で豊かな、活力のある社会づくりにもつながると考えます。

人権の世紀といわれる21世紀に、我孫子市は、市と市民及び事業者が協働して男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、ここに条例を制定します。

### (目的)

**第1条** この条例は、男女共同参画の基本的考え方を定め、市民の権利及び責務、市の責務並びに事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号のとおりとする。

- (1) 市民 市内に居住する者及び市内の事業所又は学校に在勤又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において営利、非営利を問わず事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。
- (3) 男女共同参画 男女が、それぞれ個人として尊重され、差別的取扱いを受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(基本的考え方)

**第3条** 男女共同参画は、次の基本的考え方に基づいて推進するものとする。

- (1) すべての人の人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、個性と能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為(身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)その他個人の尊厳を傷つける行為をなくすこと。
- (3) すべての人が、性別によって役割分担を固定的に決めてしまう意識又は社会における制度若しくは慣行に影響されることなく、あらゆる分野における活動を自己の意思により選択でき、かつ、責任を対等に分かち合うこと。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市の施策の立案及び決定並びに家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を果たしつつ、社会的な活動を行うことができること。
- (6) 家庭、地域、学校その他のあらゆる生涯学習の場において、個人の尊厳及び男女の本質的平等について学ぶことができること。
- (7) すべての人が、生涯にわたり健康で豊かな生活を営むことができること。特に、女性は妊娠及び出産という身体的特質を持っていることに配慮して、その心身の健康を図るようにすること。
- (8) 男女共同参画社会の実現は国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的な動向の理解に努めること。

(市民の権利)

**第4条** 市民は、政治的、経済的、社会的、文化的その他のいかなる分野においても性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を発揮する権利を有する。

(市民の責務)

**第5条** 市民は、互いの権利を認め合い、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において男女共同参画の推進に努めるものとする。

(市の責務)

**第6条** 市は、基本的考え方に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、当該施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たって、機会が平等でなかったことにより男女間に格差が生じている場合に、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該格差を改善するための機会を積極的に提供するものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者と協働するものとする。

(事業者の責務)

**第7条** 事業者は、基本的考え方について理解を深め、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めるとともに、職場における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

**第8条** すべての人は、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 すべての人は、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、性的な言動その他性的な嫌がらせにより、周りの者を不快にさせ、又はその生活環境及び就業環境を害してはならない。この場合において、性別による権利侵害に対する行動を起こした者に不利益を与えてはならない。

3 すべての人は、配偶者間その他の男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(表現についての留意)

**第9条** すべての人は、公衆に表示する情報において、男女間における暴力的行為及び性的嫌がらせを助長し、又は連想させる表現並びに不必要な性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画)

**第10条** 市長は、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するとき、又は変更するときは、第17条に規定する我孫子市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したとき、又は変更したときは、これを公表するものとする。

4 市長は、毎年、基本計画の推進状況について報告書を作成し、公表するものとする。

(基本的施策)

**第11条** 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 政策や方針の立案及び決定の過程において、性別にかかわらず、その能力を発揮する機会

を確保するとともに、審議会等の委員の構成に関し、男女比格差が生じないように努めること。

(2) 雇用の場において、事業者に対し、情報の提供その他の支援に努めること。

(3) 農業、自営の商工業等の分野において、情報及び学習機会の提供その他の必要な支援に努めること。

(4) 家族を構成する男女が、互いに協力し、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場、地域その他の社会的活動を両立することができるよう必要な支援に努めること。

(5) 市民及び事業者の男女共同参画への理解を深めるため、家庭、地域、学校その他のあらゆる生涯学習の場において、人材育成等必要な支援に努めること。

(6) 市民が行う男女共同参画に関する活動に対し、必要な情報の提供その他の支援に努めるとともに、それらの活動との連携に努めること。

(推進体制の整備)

**第12条** 市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整えるものとする。

(調査・研究等)

**第13条** 市は、男女共同参画の推進に必要な調査・研究並びに情報の収集及び整理を行う。

(広報活動及び啓発活動)

**第14条** 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるため、積極的に広報活動及び啓発活動を行う。

2 市は、市民及び事業者が、男女共同参画に関心を持ち、理解を深めるため、毎年6月を男女共同参画月間と定める。

(施策等に対する意見又は苦情の申出)

**第15条** 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進を阻害する行為について意見又は苦情(以下「意見等」という。)を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の意見等の申出があったときは、第17条に規定する男女共同参画審議会の意見を聴き、適切な対応に努めるものとする。

(相談窓口の設置)

**第16条** 市長は、市民が性別による差別的な取扱い、配偶者等男女間の暴力的行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為を受けた場合の相談窓口を設置する。

2 市長は、相談窓口において相談を受けたときは、関係機関と協力して、適切な対応を図るものとする。

3 市長は、相談の内容が雇用の分野に係るものであるときは、必要に応じて当該事業者から意見を

聴き、又は助言することができる。

4 市長は、相談窓口における相談に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口到我孫子市男女共同参画推進員を置く。

5 相談窓口における相談の手続については、規則で定める。

(男女共同参画審議会)

**第17条** 市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、我孫子市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次の事項について調査審議する。

(1) 基本計画の策定及び推進に関すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する重要事項に関すること。

(3) 第15条に規定する意見又は苦情の対応に関すること。

3 審議会は、前項に掲げる事項に関し市長に意見を述べ、又は提言を行うことができる。

4 審議会は、学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する委員15人以内で組織し、男女の委員がおおむね同数となるよう努めるものとする。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

**第18条** この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている我孫子市男女共同参画プランは、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第10条の規定により策定された基本計画とみなす。

(我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2号の表中「交通安全対策協議会委員」を「交通安全推進協議会委員」に改め、同表に次のように加える。

男女共同参画審議会委員	日額 7,000円
-------------	-----------